



育児休業中および育児時短制度の給付について



育児休業支授手当金

組合員と配偶者双方が対象期間内に14日間以上の育児休業を取得するときは、育児休業手当金とは別に育児休業支授手当金(標準報酬日額(標準報酬月額) \times 1/22相当額) \times 13/100)が最長28日間支給されます。

対象期間



パパ

当該育児休業に係る子の出生の日の翌日から
8週間以内の期間



ママ

当該育児休業に係る子の出生の日の翌日から
16週間以内の期間

請求期限

育児休業開始から2年以内
14日間以上の育児休業取得後の翌月から請求可能

必要な書類

育児休業支授金請求書
*その他、組合員に応じて下記の書類

【組合員がパパの場合】

ママの産後休暇取得がわかる資料
例:出勤簿の写し 等

【組合員がママの場合】

パパの育児休業取得がわかる資料
例:辞令の写し 等

【配偶者がいない場合】

戸籍謄本の写し
世帯全員の住民票の写し(続柄あり)

【配偶者が無職の場合】

世帯全員の住民票の写し(続柄あり)
*共済の被扶養者でない場合

上記のほか、共済組合が必要と認める場合は別途書類を求める場合があります。

R7.4.1 新設



育児時短勤務手当金

組合員が2歳に満たない子(誕生日の前々日)に係る育児時間や育児短時間勤務を行うときは、所得の減少を補うため減額後の報酬(月額)の10%を限度に支給されます。

育児時間等を行う期間の報酬により手当金の支給額は変動します。

・当該手当金は同月に育児休業手当金の支給を受けることができる場合は支給されません。

・月の初日から末日まで組合員であることが必要です。(月途中での転入や転出、退職等があった月は支給されない場合があります。)

※支給額については、雇用保険法の規定による育児休業給付に準じた上限額等があります。支給限度額を超える又は最低限度額に達しない場合には支給されません。

※子が2歳に達する日は誕生日の前日になります。このため、「満たない子」については、誕生日の前々日となります。

請求期限

支給対象月末日の翌日から2年以内

必要な書類

育児時短勤務手当金請求書

※報酬支給額証明書により給与事務担当者の証明が必要。

【育児短時間勤務の場合】

育児短時間勤務にかかる辞令の写し

【育児時間の場合】

育児時間承認請求書の写し
出勤簿の写し



R7.4.1 必要書類の追加

育児休業手当金延長の審査の厳格化

育児休業手当金の支給対象期間の延長は、子が1歳を超えて保育所等に入所できなかった等の事情がある場合に限定されています。

R7年4月からはこの要件に加え、**保育所等の利用申し込みが、速やかな職場復帰のために行われたものであると認められることが必要**になります。

現行の育児休業手当金請求書類に加えて、1歳を超える子に係る請求を行う場合には以下の資料が必要となります。

下記必要書類が不足する場合、給付対象外となる可能性がありますので、保育園入園手続きを始める前にご確認ください。

追加となる必要書類

New!! ○市町村に申込みを行った保育所等利用申込書の写し(1歳又は1歳6月を超える最初の請求時に必要)

New!! ○育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書(1歳又は1歳6月を超える最初の請求時に必要)

○期限の有効な入所保留通知書(請求毎に必要)

